

■ 低圧進相コンデンサーの確認方法

① コンデンサーの銘板を確認

◇「AF式」「DF式」「不燃性油」「シンクロール」「シバノール」の表記

⇒ **高濃度PCB**

◇製造年 昭和28(1953)年～昭和47(1972)年 ⇒ **高濃度PCBの可能性あり**

昭和28(1953)年～平成2(1990)年 ⇒ **低濃度PCBの可能性あり***1

平成3(1991)年以降*2 ⇒ **PCB使用の可能性なし**

*1 低濃度PCBを使用したものの処分期限は令和9年3月31日となっています。

*2 ニチコン製については、平成3年以降のものでも低濃度PCBの可能性ががあります。

② メーカー・日本電機工業会(JEMA)の

ホームページで確認、またはメーカーに問い合わせ

◇日本電機工業会HP：PCBを含む電気機器への対応情報

⇒ <https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/>

■ 高濃度PCBを使用した

低圧進相コンデンサーを発見した場合

①届出

所管の福島県各地方振興局、
又は中核市の市役所にPCB
特別措置法に基づく届出をす
る必要があります。

②処分

処理期限までに決められた場
所(JESCO北海道処理事
業所)で処分する必要があります。

期間内に処分が行われない
場合、又は不法に廃棄され
た場合は、懲役又は300
万円以下の罰金に処される
場合があります。

※高濃度PCB廃棄物の処分費用については、中小企業・個人事業者向け軽減制度があります。
詳細は下記相談窓口にご連絡いただくか、環境省ホームページをご確認ください。

注意!!

高濃度PCB含有の変圧器・コンデンサー(3kg以上)の処分期限は**令和4年3月31日**で終了しています。
万が一、対象のPCB廃棄物又は使用製品を発見された場合は、下記の連絡先に大至急ご連絡願います。

◆ PCB使用機器を発見した場合の連絡先

管轄地域	機関名	電話番号	管轄地域	機関名	電話番号
二本松市 伊達市 本宮市 伊達郡 安達郡	県北地方振興局 県民環境部 環境課	024-521-2723	福島市	福島市 環境部 廃棄物対策課	024-529-5266
須賀川市 田村市 岩瀬郡 石川郡 田村郡	県中地方振興局 県民環境部 環境課	024-935-1502	郡山市	郡山市 環境部 3R推進課	024-924-2181
白河市 西白河郡 東白川郡	県南地方振興局 県民環境部 環境課	0248-23-1421	いわき市	いわき市 生活環境部 廃棄物対策課	0246-22-7604
会津若松市 喜多方市 耶麻郡 河沼郡 大沼郡	会津地方振興局 県民環境部 環境課	0242-29-3908			
南会津郡	南会津地方振興局 県民環境部 県民環境課	0241-62-2062			
相馬市 南相馬市 双葉郡 相馬郡	相双地方振興局 県民環境部 環境課	0244-26-1237			

● PCB全般に係る相談窓口

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団

電話：0120-985-007

受付時間：10:00～17:00(土日祝日を除く)

メール：pcb-info@sanpainet.or.jp

● 環境省ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>